

事業報告書

指定試験機関名：日本ウインドウ・フィルム工業会

検 定 職 種：ガラス用フィルム施工

事 業 年 度：平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

事 項	状 況									
実施した技能検定の概要	別紙「技能検定実施状況結果報告書」のとおり									
<p>1 試験科目の認定等</p> <p>(1) 指定試験機関技能検定委員の選任の状況</p> <p>【能開則第 63 条の 9 第 3 項及び第 4 項に関する事項についての状況等】</p> <p>(2) 試験問題等の作成等の状況</p> <p>【能開則第 63 条の 9 第 1 項に関する事項についての状況】</p> <p>(3) 試験問題の水準調整会議の開催状況</p> <p>【能開則第 63 条の 9 第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>平成 29 年 6 月 1 日に指定試験機関技能検定委員を選任した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">検定特別委員</td> <td style="width: 20%;">2 名選任</td> <td style="width: 50%;">(計 9 名)</td> </tr> <tr> <td>建築フィルム作業</td> <td>3 名選任</td> <td>(計 62 名)</td> </tr> <tr> <td>自動車フィルム作業</td> <td>4 名選任</td> <td>(計 23 名)</td> </tr> </table> <p>指定試験機関技能検定委員会を 8 回開催した。</p> <p>実技試験問題作成に係わるもの 2 回開催。</p> <p>(前期建築フィルム作業 1 回、 後期自動車フィルム作業 1 回)</p> <p>学科試験問題作成に係わるもの 6 回開催。</p> <p>(前期建築フィルム作業 3 回、 後期自動車フィルム作業 3 回)</p> <p>前期 建築フィルム作業 (1 級及び 2 級) については、平成 29 年 5 月 16 日に開催した。</p> <p>後期 自動車フィルム作業 (1 級及び 2 級) については、平成 29 年 10 月 18 日に開催した。</p>	検定特別委員	2 名選任	(計 9 名)	建築フィルム作業	3 名選任	(計 62 名)	自動車フィルム作業	4 名選任	(計 23 名)
検定特別委員	2 名選任	(計 9 名)								
建築フィルム作業	3 名選任	(計 62 名)								
自動車フィルム作業	4 名選任	(計 23 名)								
<p>2 技能検定試験の実施等</p> <p>(1) 公示・公表の状況</p> <p>① 実施公示の状況</p> <p>【技能検定実施計画において規定される指定試験機関が行う実施公示の状況】</p> <p>② 実技試験問題の概要、合否基準及び試験問題の正当の公表の状況</p>	<p>運営するホームページ上において前期建築フィルム作業は、平成 29 年 3 月 1 日、後期自動車フィルム作業は平成 29 年 8 月 1 日に公示した。</p> <p>また、業界紙 2 社に各 1 回、技能検定試験募集案内を掲載してもらい、受検希望者に周知徹底した。</p> <p>運営するホームページ上において、前期については、平成 29 年 3 月 1 日、後期については、8 月 1 日に試験概要、合否基準、実技試験問題等を掲載し公表した。</p>									

<p>(2) 受検申請書の受付の状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>前期については平成 29 年 4 月 3 日から 4 月 21 日にかけて受付を行い 120 件の申請を受け付けた。また、後期については平成 29 年 9 月 1 日から 9 月 22 日にかけて受付を行い 52 件の申請を受け付けた。</p>
<p>(3) 受検資格審査及び試験免除資格審査の状況 【能開則第 64 条の 7 及び第 65 条の 2 の運用状況について】</p>	<p>受検資格を審査した結果、前期については 0 名の者が、後期については 0 名の者が受検資格を満たさなかった。また、試験免除資格を審査した結果、試験免除資格に該当したものは前期については 25 名、後期については 6 名であり、試験免除資格に該当しなかった者は前期については 95 名、後期については 46 名であった。</p>
<p>(4) 受検票等の交付に係る状況 【法第 4 7 条第 1 項に関する事項について】</p>	<p>申請事項が適正な受験者に対し、受験票、実技試験時間割表、受験上の注意事項を、前期については平成 29 年 5 月 19 日、後期については、平成 29 年 10 月 5 日に発送した。</p>
<p>(5) 実技試験の実施の状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>前期については平成 29 年 6 月 21 日から 6 月 27 日にかけて広島県、京都府、神奈川県において開催し、後期については平成 29 年 11 月 13 日神奈川県、11 月 15 日福岡県において開催した。 別紙 「平成 29 年度技能検定実施状況報告書」のとおり。</p>
<p>(6) 学科試験の実施状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>前期については平成 29 年 6 月 13 日神奈川県、大阪府、広島県において開催し、後期については平成 29 年 11 月 14 日神奈川県、福岡県において開催した。 別紙 「平成 29 年度技能検定実施状況報告書」のとおり。</p>
<p>(7) 試験の合否判定等の状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>合否判定基準に基づき、前期については 72 名を合格と判定し、後期については 33 名を合格と判定した。 (計 105 名合格)</p>
<p>(8) 合格者の発表等の状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>前期については平成 29 年 9 月 15 日に、後期については平成 30 年 1 月 31 日に合格発表等を行うこととし、厚生労働大臣による合否決定の手続き等を実施した。</p>
<p>(9) 合格証書の交付等の状況 【法第 49 条、能開則第 68 条の 2 に関する事項についての状況】</p>	<p>1 級ガラスフィルム施工職種に係る合格証書については、厚生労働省より 168 枚の送付を受け、そのうち 63 枚(含、刷り直し 6 枚)を使用し、前期については平成 29 年 9 月 15 日、後期については平成 30 年 1 月 31 日に合格者あて発送した。 2 級ガラスフィルム施工職種に係る合格証書については、48 枚作成し、前期については平成 29 年 9 月 15 日、後期については平成 30 年 1 月 31 日に合格者あて発送した。</p>

<p>3 その他</p> <p>(1) 秘密保持義務、業務制限等の周知状況</p> <p>(2) 試験業務に関する内部監査の実施状況</p> <p>(3) 合格証書再交付等の状況 【法第 49 条、能開則第 68 条の 2 に関する事項についての状況】</p> <p>(3) 特例講習の実施状況</p>	<p>秘密保持義務、秘密事項の範囲、秘密事項の適切な取扱い及び業務制限について役職員に対しては平成 29 年 5 月 30 日によって周知し、指定試験機関技能検定委員に対しては、実技試験当日（6 月 21 日、22 日、27 日）教育した。</p> <p>試験業務に関与していない業務委員を監査担当者に任命し、前期は平成 29 年 6 月 13 日の学科試験及び平成 29 年 6 月 21 日から 6 月 27 日にかけて行った実技試験業務を、後期は平成 29 年 11 月 14 日の学科試験及び平成 29 年 11 月 13 日から 15 日に行った実技試験業務を対象に公正な観点から監査を実施した。 (監査対象には、受検申請書の審査、受検者名簿の管理等事務を含む)</p> <p>再交付申請に基づき、1 級については 0 件、2 級については 1 件の再交付を行った。</p> <p>特例講習は行わなかった。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------